

中古物件などの取得を補助します！

事業の名称

やっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金

事業の趣旨

中古物件市場の流動化を促進し、空き家発生の未然防止を図るとともに、本市への移住及び定住を促進し、将来にわたる持続可能なまちづくりを推進することを目的としています。

中古物件等の購入し、その物件に居住した方に、補助要綱に基づき補助金を交付します。

補助対象者

令和6年4月1日以後に中古物件等を取得し、かつその物件に転入または転居した方。

※ 中古物件等とは、市内に存する一戸建ての住宅、非住居建物又は併用住宅で、現に使用がなされていないもの。（賃貸用又は新築後に使用の実態がないものを除く。）

※ 所有者が単身赴任をしても対象となる場合があります。

補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のすべての要件に該当する必要があります。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 自己の住宅利用を目的とした取得であること。 |
| <input type="checkbox"/> 物件の売買契約の相手方である者に二親等以内の親族が含まれないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 転入又は転居した日から1年以内の申請であること。 |
| <input type="checkbox"/> 本市又は転入前の市区町村において市区町村税を滞納していないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 中古物件等の取得において、令和6年度天童市やっぱりてんどう！中古物件等取得支援補助金、令和7年天童市空き家利活用支援事業費補助金又は令和6年天童市空き家利活用支援事業費補助金を受けていないこと（受ける予定の者を含む。）。 |

補助金の額

- 令和4年4月1日以後に市外から本市に転入した方 40万円
- 上記に掲げるもの以外の方 30万円

受付の期間

- 令和7年4月1日（火）から予算額に達するまで

受付の期間

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111（内線424・425）

補助金の申請に必要な書類

補助金の申請には、次に掲げるすべての書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	規則様式第1号
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	中古物件等の取得に係る売買契約を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 建物の全部事項証明書	中古物件等を取得したことを確認できるもの
<input type="checkbox"/> 納税証明書	完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（謄本）	転入、転居前の住所及び申請物件への居住を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（謄本）	令和4年4月1日以後に市外から本市へ転入した、又は所有者が単身赴任をしている場合のみ 申請物件に居住した日から過去3年間の住所の履歴が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 委任状	委任する場合のみ 申請者との関係を確認できるもの
<input type="checkbox"/> その他	補助金の審査に必要な書類

補助金の請求に必要な書類

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 事業成績書	申請内容に変更がある場合のみ
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	規則様式第4号（第23条関係）
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
<input type="checkbox"/> その他	補助金の支払いに必要な書類

手続きの流れ

